

「佐渡市栽培漁業センター」無償貸与に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和元年6月11日
佐渡市農林水産課

《募集の概要》

佐渡市栽培漁業センターは、昭和 59 年にヒラメ等の種苗生産を目的として建設されました。

佐渡市栽培漁業センターは、島内の水産資源を増やすことで漁業経営の安定化に取り組んできた施設であり、今後も水産業の振興に資するものとして存続し、地域活性化を図るため、平成 28 年度に島内全ての漁協、漁連、魚市場、行政で策定した「浜の活力再生広域プラン」の方針に基づく活動を行う漁協、漁業者等で組織する団体に対し、施設を無償貸与することとしました。つきましては、この主旨を理解し、施設運営を実現する者を、公募型プロポーザル方式(以下、「プロポーザル」という。)により選定すべく、以下の要項のとおり募集するものです。

1 貸与する物件

(1) 貸与する建物及び構築物(以下「建物等」という。)

①次の「佐渡市栽培漁業センター」に係る建物等及び附属設備一式を無償で貸与します。

No.	物件名	構造内容等	面積・個数
1	機械電気棟	鉄筋コンクリート平屋建て・ブローア設備	51.00 m ²
2	着水槽ポンプ室	鉄筋コンクリート平屋建て・取水設備	52.96 m ²
3	機械棟	コンクリートブロック平屋建て	13.42 m ²
4	稚魚飼育棟	木造平屋建て	475.97 m ²
	稚魚飼育水槽	鉄筋コンクリート 37t水槽	9槽
5	飼料培養稚魚ふ化棟	鉄骨造平屋建て・温室構造	375.37 m ²
	ワムシ培養槽・稚魚ふ化槽	鉄筋コンクリート 24t水槽	6槽
	ワムシ処理槽	鉄筋コンクリート 15t処理槽	1槽
6	ボイラー棟	コンクリートブロック平屋建て	13.42 m ²
7	クロレラ培養槽	鉄筋コンクリート 40t水槽	202.54 m ² ・4槽
8	作業管理棟	鉄筋コンクリート平屋建て	193.11 m ²
9	養殖棟	鉄骨造平屋建て	600.00 m ²
10	稚魚飼育棟	木造平屋建て	321.78 m ²
11	車庫	木造平屋建て	40.15 m ²
12	ろ過槽	鉄筋コンクリート平屋建て	66.17 m ²
13	養殖棟	木造平屋建て	185.85 m ²
14	養殖棟	軽量鉄骨造平屋建て	111.65 m ²

②海水の取水管について

海水を取水するため、護岸及び海中に敷設してある取水管については、現状のまま無償

で貸与します。なお、取水管の修繕等を行う場合の経費は、選定事業者の負担とします。また、市では今後の取水管の稼働については、保証いたしませんので、取水不能となった場合は、選定事業者において対応いただくこととなります。

整備年度	内容	長さ
S57年度整備 取水管	鋼管 450A	301.7m
S63年度整備 取水管	鋼管 450A	261.5m

(2) 貸与する土地

次の「佐渡市栽培漁業センター」に係る土地及び土地に付随する構築物を無償で貸与します。

所在地	地目	地積	備考
豊田2148-1	雑種地	10,391.00 m ²	※護岸及び護岸管理道路は除く。

(3) 備品等について

上記(1)に示す建物等において管理している備品及び消耗品等については、全て無償で譲渡します。

※譲渡する物品目録は、プロポーザルにより選定された選定者(以下「選定事業者」という。)と現物確認したうえで作成します。なお、現物確認後に不要となった備品及び消耗品等は、選定事業者の責任において処分を行うものとします。

2 貸与する期間

「1 貸与する物件」に示す貸与物件(以下「貸与物件」という。)の貸与期間は、契約を締結した日(議会議決後の本契約日)から令和7年3月31日までとします。

ただし、期間満了後に再び貸与されることを妨げるものではありません。

3 用途の制限

(1) ナマコの種苗生産事業の実施

①選定事業者は、島内の漁協及び漁業者団体等と連携し、貸与物件を利用して、地場産ナマコの種苗生産事業を行わなければなりません。

②選定事業者は、ナマコの種苗生産事業に支障のない範囲であれば、市の承認を得た後、貸与物件の一部の施設を他の目的に利用することができます。(補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号)別紙第2条第2項に基づくもの。)

③上記②に基づき貸与物件の一部の施設を他の目的に利用する際に、選定事業者が第三者に使用収益させる場合、市の承認を得なければなりません。

- ④選定事業者が、事故、疾病等のやむを得ない事由によりナマコの種苗生産が実施できない場合は、市へ詳細な理由を説明し、その承認を受けなければなりません。
- ⑤事業で生産したナマコ種苗について、島内に需要がある場合は、優先的に島内で販売していただきます。なお、ナマコ種苗等の販売実績について毎年、市に報告していただきます。

(2) その他の用途制限等

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所のに供することはできません。
- ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所のに供することはできません。
- ④上記①～③のほか、公序良俗に反する用に供することはできません。
- ⑤佐渡市の承認を得ずに貸与物件を転貸することはできません。
- ⑥施設名称に「佐渡市栽培漁業センター」の従来名称の継続使用はできません。

4 担保責任

貸与物件の引き渡し後において、選定事業者が当該貸与物件に係る不具合及び数量に不足があることを発見しても、市は一切の責を負いません。

5 事業に係る経費負担及び収益と佐渡市の事業支援

(1) 事業に係る経費負担及び収益

選定事業者が実施する事業に必要な経費及び事業から生じる利益は、全て選定事業者のものとし、

(2) 事業に係る佐渡市の支援

ナマコの種苗については、島内で離島漁業再生支援交付金を受けて活動する漁業集落からの需要があるため、島内漁業集落に対し種苗購入のあっせんを行います。

6 修繕及び改修と原状回復

- ①佐渡市は、下記②に記載する修繕を除いて貸与物件を現状のまま引き渡すものとし、事業を行うために必要な修繕は、全て選定事業者の費用負担において必要な修繕を行っていただきます。
- ②佐渡市は次の貸与する建物における故障及び破損箇所の修繕を貸与開始後、1年以内に

行います。

No.	物件名	修繕内容	備考
1	機械電気棟	ブロワ設備 1台 (リングブロー VFZ601AN と同等品)	現在稼動中のブロワ1台とは別に設置するもの。
2	着水槽ポンプ室	取水ポンプ設備 1台 (片吸込渦巻ポンプ 機名 125SF67.5B と同等品)	現在稼動中の取水ポンプとは別に設置するもの
9	養殖棟	屋根600㎡のうち破損箇所のみ	

③選定事業者は、佐渡市の承認を得て貸与物件を改修することができます。その際の改修費用については、選定事業者の負担とします。

④貸与期間の満了時及び契約解除の際に、佐渡市が必要と認めて指示する原状回復について、選定事業者はこれを原状回復しなければなりません。

7 契約解除の特約

①佐渡市は、民法に定める解除権のほか、次のいずれかの場合に契約を解除することができますこととします。

ア) 期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないと認められるとき。

イ) 選定事業者が、ナマコの種苗生産事業の実施者としてふさわしくないと判断したとき。

ウ) 選定事業者が、後述するプロポーザルの参加資格を喪失したとき。

エ) 佐渡市が、貸与物件の全部又は一部を公用、公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたとき。

②上記ア)からウ)までに該当する場合、佐渡市は選定事業者に対し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

8 プロポーザルの実施

(1) プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加することができる者の資格は、次のいずれにも該当する者で、この要項に定める参加申込の審査を経てプロポーザルへの参加を認められた者としてします。

①法人格を有する団体で、後述するプレゼンテーションの期日に佐渡市内に事業所を有し、次のア)、イ)いずれかに該当している者

ア) 佐渡市内の漁業協同組合の組合員(准組合員を含む。)である団体

イ) 佐渡市内の漁業協同組合の組合員(准組合員を含む。)1名以上が構成員*となっている団体(*団体の役員等であって従業員は除く。)

- ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者
- ③佐渡市又は法人所在地の法人税等について消費税及び地方消費税のいずれかについて未納がない者
- ④次のア)からク)までのいずれにも該当しない者
 - ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ) 暴力団員であると認められる者
 - エ) 暴力団若しくは暴力団に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ) 当該法人の役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - キ) 当該法人の役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者がある者
 - ク) 佐渡市又は所在地において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められ、一般競争入札に参加させないとする期間が満了していない者

(2) プロポーザルの参加申込と参加承認通知

①申込期間

令和元年6月11日(火)から令和元年7月10日(水)まで(土日及び祝日を除く)
午前8時30分から午後5時30分まで

②受付場所

佐渡市役所 農林水産課水産振興係(支所・サービスセンターでは受け付けません)

③申込方法

公募型プロポーザル参加申込書(別添 様式第1号)と以下の関係書類を上記受付場所まで持参してください。

- ア) 現在事項全部証明書
- イ) 定款又は寄付行為の写し
- ウ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(新設法人のため発行できない場合は

不要)

エ) 前年度の収支(損益)計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類(新設法人のため作成できない場合は不要)

オ) 佐渡市内の漁業協同組合の組合員であることの証明書(別添 様式第2号)

④参加承認通知

プロポーザル参加に係る資格審査を経て、参加承認又は不承認の通知をします。

通知日:令和元年7月11日(木) 電子メール又はFAXにて通知します。

※参加承認の通知に併せて後述するプレゼンテーションの詳細(時間等)を通知します。

(3) 公募説明会、現地確認及び質疑回答

①公募説明会

令和元年6月19日(水)午前10時00分～ 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

※申込不要です。

②現地確認

現地の確認を希望する場合には、事前に農林水産課水産振興係(電話63-3761)に連絡いただき、日時等を調整のうえ施設へお越しください。

③質疑回答

質疑 令和元年6月11日(火)～令和元年6月21日(金)

別紙様式により電子メール又はFAXしてください。(電話不可)

回答 適宜、佐渡市ホームページにて回答します。

最終回答期日:6月27日(木)

(4) プレゼンテーションの実施

プロポーザルによる選定にあたり、プレゼンテーションを実施します。

①提出資料(事業提案資料)

ア) 事業運営計画書(別添 様式第3号)

イ) 貸与期間の収支計画書(別添 様式第4号)

※提出資料についてプレゼンテーションの審査目的以外は非公開とします。

②提出期限及び部数

令和元年7月16日(火) 午後5時00分まで

佐渡市役所 農林水産課水産振興係に8部を持参してください。

③プレゼンテーション

令和元年7月22日(月) 金井コミュニティセンター 2階 大会議室
※予定であり、詳細な日時等は参加承認通知に併せて通知します。

④審査項目及び審査方針

審査は、事業運営計画書等の内容及びそのプレゼンテーションによる内容を基に次に掲げる審議項目に基づき総合的に評価します。

- ア) 施設を運営するにあたっての意欲が見られるか。
- イ) 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか。
- ウ) 実現可能なナマコの種苗生産計画となっているか。
- エ) 地域や漁協、漁業者と連携する方策等が適切か。
- オ) 職員の雇用に関する考え方と配置に関する考え方が適切か。
- カ) 施設が周辺地域及び周辺海域に及ぼす影響についての配慮が適切か。
- キ) 施設の長期維持管理に関する考え方が適切か。
- ク) 収支計画が適正に見込まれているか。

⑤選定結果の通知

選定結果の通知:令和元年7月25日(木) ※予定です。

⑥国の承認及び仮契約の締結

選定事業者が決定後、市は農林水産大臣から佐渡市栽培漁業センターを選定事業者は無償貸与するための承認を受ける必要があります。そのため、農林水産大臣からの承認日以降、市は選定事業者との仮契約を締結します。

※貸与物件の契約については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、佐渡市議会の議決により本契約となります。